

平成14年3月31日以前に
農林漁業団体にお勤めされていた方

森林組合

農協

漁協



特例一時金が もらえるかもしれません！

下記にお心当たりがある方、ご連絡をお願いします！

1 平成8年12月以前に
団体を退職している

2 「ねんきん定期便」に農林年金
期間が含まれていない

3 農林年金から一時金等を受け取った
ことがないが、何の連絡もない

※上記のいずれかに当てはまっていても過去に退職一時金を貰っている場合や、加入期間等によって特例一時金がお支払いできない場合もあります。

住所登録
センター

0120-199-155

※対象団体は農協（農業協同組合、経済連（県農）、共済連、信連、厚生連（厚生連病院（厚生病院）、ホクレン等）、漁協、森林組合、農業共済、土地改良区、農業会議、たばこ耕作組合、農業信用基金協会などにお勤めだった方）。

農林漁業団体職員共済組合（農林年金） <https://www.norin-nenkin.or.jp/>

農林年金



詳しくは QR コードからもご覧いただけます



うけとりくん